

介護支援専門員資格手続きについて

～介護支援専門員の皆様へ～

県ホームページには、兵庫県からの大切なお知らせを掲載しています。
手続き方法や必要書類の変更は[ホームページ](#)でお知らせしています。
手続き前には必ず県ホームページを確認するようお願いいたします。

【重要】お知らせ

改正介護保険法施行規則が令和6年12月1日から施行されたことに伴い、介護支援専門員資格に係る一部手続きにおいて **個人番号（マイナンバー）** 情報の提出が必要です。

1 改正年月日

令和6年12月1日

2 対象となる手続き

証交付を伴うすべての手続き

- ※詳細は、県ホームページをご確認ください。
- ※申請の際に書類漏れがあると受け付けられません。

フリガナ		(姓)	(名)	生年 月日	昭和・平成 年 月 日
氏名					
住所	〒				
登録番号 ※8桁の番号					
電話番号					
メールアドレス					
手続き種別	申請内容について、下記より該当する番号を記載してください。【 】 ① 新規登録申請（※証交付時申請している場合も含む） ② 証の交付申請（※申請時申請） ③ 兵庫県への転入 ④ 登録内容の変更申請（様式第3号） ※個人番号が変更となった場合、証の書換が必要となった場合 ⑤ 氏名変更による書換交付申請（様式第3号） ⑥ 再交付（様式第6号） ⑦ 更新・置換（様式第7号）				
個人番号 ※12桁の番号					
添付書類	マイナンバーカード表裏のコピー ※マイナンバーカードをお持ちでない場合、下記の2種類を添付してください。 詳細は【重要】個人番号提出の添付書類についてをご確認ください。 ・個人番号がわかる書類（通知カードの写し、住民票等） ・身元確認書類（運転免許証の写し、パスポートのコピー等）				

上記より、個人番号を提出します。

兵庫県知事 様 氏 名 令和 年 月 日

【注意】
・この様式だけでは申請できません。
・紙申請を行う場合、この様式を添付して申請を行ってください。
・電子申請の場合、システムで申請を行ってから、この様式や必要書類を一週間以内に県高齢政策課まで郵送してください。

【重要】お知らせ

- 手数料の支払いについて、**電子納付が可能**となりました。
- **更新申請の手続き方法が、電子申請に変わりました。**
令和6年度専門研修課程Ⅱ・更新研修A(後期)を修了した方や、
令和7年度以降の各種研修を修了した方が対象です。

※詳細は県ホームページをご確認ください。

※研修修了日から証の有効期間満了日までの期間が3週間以内の方、既に収入証紙を
購入済みの方は、従前どおり紙申請でも申請可能です。

【重要】お知らせ

証交付にかかる一件あたりの費用が増加していることを踏まえ、**令和6年4月1日から**介護支援専門員証交付手数料及び有効期間更新手数料の改定しました。

- 1 改定年月日**
令和6年4月1日
- 2 改定後手数料**
2,100円
- 3 改定の対象となる手続き**
証交付を伴うすべての手続き

お知らせ

各お知らせの詳細は県ホームページに掲載しています。

最新情報についてはこちら



申請の流れについてはこちら



【重要】

年度途中に取扱いが変わる可能性があります。

お手続きを行う前に、必ず県ホームページで最新の情報や様式をご確認いただきますようお願いいたします。

県ホームページについて

[ホーム](#) > [健康・医療・福祉](#) > [高齢者福祉](#) > [介護保険・サービス](#) > [介護支援専門員\(ケアマネジャー\)について](#)

更新日：2025年2月10日

介護支援専門員(ケアマネジャー)について

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況が適切に利用できるよう、市町、居宅サービス事業を行う者及び介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等）、介護保険施設等は、保険給付の対象となる指定を受けるため、介護支援専門員となるためには、介護支援専門員実務研修受講試験に合格した後、「介護支援専門員証」の交付を受けることが必要です。

**お問い合わせは、こちらのAIチャットボットをご活用ください。
電話やメールよりも早く回答が得られます。**

[AIチャットボットを利用して問い合わせをする\(24時間365日受付中\) \(外部サイトへリンク\)](#)

AIチャットボットとは、パソコンやスマートフォンから介護支援専門員の資格や更新手続きについてテキスト形式でお問い合わせできるサービスです。

○24時間365日対応 ○対話形式で簡単操作 ○電話やメールより早い回答 ○更新に必要な研修の確認

ただし、AIチャットボットでは個別性の高いもの（前回受講した研修、登録状況など）はお答えできません。

各種ページ

【申請の流れについて】



【様式一覧について】



【実習受入協力事業所について】



【実習担当証明書について】



※検索サイト等で検索する場合、「兵庫県 ケアマネ ○○（調べたい項目）」と入力すれば、該当するページを見つけやすいです。

お願い

年間を通じて、多数のお問い合わせをいただいております。

確実にご回答を行うため、ご質問の際は、メールでお問い合わせ
いただくようお願いいたします。

貴事業所に就業されている介護支援専門員に対しても周知をお願いいたします。

高齢政策課メールアドレス：koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp

(登録番号、氏名、生年月日、用件、連絡先を記載してください。)